

伊勢市まち・ひと・しごと創生会議条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第1号

伊勢市まち・ひと・しごと創生会議条例 (設置)

第1条 伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。以下「総合戦略」という。）の推進を図るため、伊勢市まち・ひと・しごと創生会議（以下「創生会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 創生会議は、市長の諮問に応じ、総合戦略の推進に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第3条 創生会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、創生会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市情報公開条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第2号

伊勢市情報公開条例等の一部を改正する条例 (伊勢市情報公開条例の一部改正)

第1条 伊勢市情報公開条例（平成17年伊勢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「救済手続及び救済機関等（第14条—第17条）」を「審査請求（第14条—第17条の7）」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第14条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第14条 第7条第1項の決定又は公文書の公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第14条の次に次の1条を加える。

（情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第14条の2 第7条第1項の決定又は公文書の公開の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、伊勢市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書に第三者に関する情報が記録されている場合で、第7条第5項又は第6項の規定により意見を聴取され、又は述べる機会を与えられた当該第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した書面（以下「反対書面」という。）

を提出しているときを除く。)

2 前項の規定による諮問は、審査請求書の写し、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しその他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち規則で定めるものの写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対書面を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 諒問実施機関は、当該諮問に対する伊勢市情報公開・個人情報保護審査会の答申があったときは、これを尊重して、遅滞なく審査請求に対する裁決をしなければならない。

第15条の見出しを「(情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を当該実施機関に答申するため」を「次に掲げる事項について調査審議するため」に、「設置する」を「置く」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項の規定による諮問に係る審査請求

第15条第1項第3号中「第47条第1項」を「第48条第1項」に、「不服申立てに関する事項」を「審査請求」に改め、同条第3項中「に規定する審議」を「の規定による調査審議」に改め、同条中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を削る。

第16条及び第17条を次のように改める。

(審査会の調査権限)

第16条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開の請求に係る公文書又は保有個人情報（個人情報保護条例第22条第1項、第34条第1項又は第45条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諒問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求める事その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第17条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第3章中第17条の次に次の6条を加える。

(意見書等の提出)

第17条の2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員等による調査手続)

第17条の3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は審査会の事務に従事する職員に、第16条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第17条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第17条の4 審査会は、第16条第3項若しくは第4項又は第17条の2の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲

覽をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならぬ。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第17条の5 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第17条の6 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

2 前項に規定するもののほか、審査会は、諮問に対する答申をしたとき、又は第15条第3項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第17条の7 第15条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(伊勢市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 伊勢市個人情報保護条例（平成17年伊勢市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「救済手続及び救済機関」を「審査請求」に改める。

第25条第1項中「第48条」を「第48条第3項」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 審査請求

第47条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第47条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第48条の見出しを「(審査会への諮問)」に改め、同条各号列記以外の部分中「諮問実施機関」を「第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

第48条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「当該不服申立てに係る開示決定等」を「当該審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第3項とし、同条に同条第1項及び第2項として次の2項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人

情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、審査請求書の写し、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しその他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち規則で定めるものの写しを添えてしなければならない。

第48条に次の1項を加える。

4 諮問実施機関は、当該諮問に対する審査会の答申があったときは、これを尊重して、遅滞なく審査請求に対する裁決をしなければならない。

第49条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

（伊勢市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第3条 伊勢市固定資産評価審査委員会条例（平成17年伊勢市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 伊勢市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び審査の手続、記録の保存その他審査については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1

号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

(伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年伊勢市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(伊勢市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第5条 伊勢市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第12条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第12条」に改め、同条第

13号を同条第15号とし、同条第12号中「第16条第2項」を「第16条第4項」に改め、「参考人」の次に「又は鑑定人」を加え、同号を同条第14号とし、同条第11号の次に次の2号を加える。

(12) 行政不服審査法第34条（同法第9条第3項において読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合を含む。）の規定により、審理員又は審査庁の求めにより出頭した参考人又は鑑定人

(13) 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定により、行政不服審査会の求めにより出頭した参考人又は鑑定人
(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第6条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第7条 伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(伊勢市市税条例の一部改正)

第8条 伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第9条 伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成17年伊勢市条例第209

号) の一部を次のように改正する。

第26条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

(経過措置の原則)

第2条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、次条に定めるものを除き、なお従前の例による。

（伊勢市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第3条の規定による改正後の伊勢市固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出及び平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出であって当該登録された価格に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第419条第3項の規定による公示の日又は地方税法第417条第1項の通知を受けた日が平成28年4月1日以後の日であるもの（以下「申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出」という。）について適用し、平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

伊勢市行政不服審査法関係手数料条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第3号

伊勢市行政不服審査法関係手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項及び第5項（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに法第81条第3項において準用する法第78条第4項及び第5項の規定に基づき、法第38条第4項及び法第78条第4項の規定による手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額等)

第2条 法第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条から第4条までにおいて「手数料」という。）の額は、用紙（日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙をいう。以下同じ。）1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、30円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

- 2 手数料は、前納しなければならない。
- 3 徴収した手数料は、法第38条第1項の規定による交付の求めに係る事項を取り消し、又は変更しても、還付しない。

(手数料の減免)

第3条 法第38条第5項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）は、同条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）

第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(送付による交付)

第4条 行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第14条第1項の送付に要する費用（以下「送付費用」という。）は、前納しなければならない。

- 2 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、送付費用を減額し、又は免除することができる。
- 3 前条の規定は、前項の規定による送付費用の減額又は免除について準用する。この場合において、手数料の減額又は免除と送付費用の減額又は免除を同時に受けようとするときは、前条第1項の書面に送付費用の減額又は免除を求める旨及びその理由を併せて記載すれば足りる。

(提出資料の交付)

第5条 前3条の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第3条第1項中「審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。以下同じ。）」とあるのは「伊勢市行政不服審査会（伊勢市行政不服審査会条例（平成27年伊勢市条例第41号）第1条に規定する伊勢市行政不服審査会をいう。以下同じ。）」と、前条第2項中「審理員」とあるのは「伊勢市行政不服審査会」と読み替えるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為によりこの条例に定める手数料の徴収を免

れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第4号

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年伊勢市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項中「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」を「地方税関係情報」に改め、「（平成17年法律第123号）」を削り、同項を同表3の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

2 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの 国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であ

	って規則で定めるもの
--	------------

第2条 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年伊勢市条例第87号）による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例による一人親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

4 市長	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
------	--	---------------------

5 市長	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例による一人親家庭等の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
6 市長	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年1月1日から施行する。

伊勢市災害対策本部条例及び伊勢市地震災害警戒本部条例の一部を改正

する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第5号

伊勢市災害対策本部条例及び伊勢市地震災害警戒本部条例の一部を 改正する条例

(伊勢市災害対策本部条例の一部改正)

第1条 伊勢市災害対策本部条例(平成17年伊勢市条例第109号)の一部
を次のように改正する。

第3条の見出しを「(チーム)」に改め、同条第1項中「部を」を「チ
ームを」に改め、同条第2項中「部に」を「チームに」に改め、同条第
3項中「部に部長」を「チームにチーム長」に改め、同条第4項中「部
長」を「チーム長」に、「部の」を「チームの」に改める。

(伊勢市地震災害警戒本部条例の一部改正)

第2条 伊勢市地震災害警戒本部条例(平成17年伊勢市条例第110号)の
一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(チーム)」に改め、同条第1項中「部を」を「チ
ームを」に改め、同条第2項中「部に」を「チームに」に改め、同条第
3項中「部に、部長」を「チームにチーム長」に、「当該部」を「当該チ
ーム」に改め、同条第4項中「部長」を「チーム長」に、「部の」を「チ
ームの」に改め、同条第5項中「部長」を「チーム長」に、「当該部」を
「当該チーム」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第 6 号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例 (伊勢市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 95」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 85（特定管理職員にあっては、100 分の 105）」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 45」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 40（特定管理職員にあっては、100 分の 50）」を加える。

附則第 16 項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 1.425」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 1.275（特定管理職員にあっては、100 分の 1.575）」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 95」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 85（特定管理職員にあっては、100 分の 105）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

一般職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円

1	140, 100	190, 200	226, 400	259, 900	286, 200	317, 000	361, 300	
2	141, 200	192, 000	228, 000	261, 900	288, 400	319, 200	363, 900	
3	142, 400	193, 800	229, 500	263, 700	290, 700	321, 500	366, 400	
4	143, 500	195, 600	231, 100	265, 800	292, 900	323, 700	369, 000	
5	144, 600	197, 200	232, 600	267, 700	294, 900	326, 000	371, 100	
6	145, 700	199, 000	234, 300	269, 600	297, 200	328, 000	373, 600	
7	146, 800	200, 800	235, 800	271, 600	299, 500	330, 200	375, 900	
8	147, 900	202, 600	237, 400	273, 700	301, 800	332, 400	378, 400	
9	149, 000	204, 300	238, 900	275, 800	303, 900	334, 500	380, 900	
10	150, 400	206, 100	240, 400	277, 800	306, 200	336, 700	383, 600	
11	151, 700	207, 900	242, 000	279, 900	308, 400	338, 800	386, 200	
12	153, 000	209, 700	243, 500	282, 000	310, 700	341, 000	388, 900	
13	154, 300	211, 100	245, 000	284, 000	312, 900	343, 000	391, 300	
14	155, 800	212, 900	246, 500	286, 100	315, 000	345, 000	393, 600	
15	157, 300	214, 600	247, 900	288, 100	317, 200	347, 100	395, 800	
16	158, 900	216, 400	249, 300	290, 200	319, 300	349, 100	398, 200	
17	160, 200	218, 100	250, 800	292, 200	321, 400	351, 000	400, 000	
18	161, 700	219, 800	252, 600	294, 200	323, 400	353, 000	402, 000	
19	163, 200	221, 400	254, 300	296, 300	325, 500	354, 800	403, 900	
20	164, 700	223, 000	256, 100	298, 300	327, 500	356, 700	405, 700	
21	166, 100	224, 500	257, 800	300, 400	329, 500	358, 700	407, 600	

	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800

再任用職員以外の職員	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
	54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
	55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
	56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
	57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	

	64	225, 400	279, 500	326, 100	365, 400	381, 700	403, 500	
	65	226, 100	280, 300	327, 000	365, 700	382, 100	403, 800	
	66	227, 000	281, 200	327, 400	366, 400	382, 700	404, 100	
	67	227, 900	281, 900	328, 100	367, 100	383, 300	404, 400	
	68	229, 000	282, 800	328, 900	367, 800	383, 900	404, 700	
	69	229, 800	283, 800	329, 700	368, 100	384, 300	404, 900	
	70	230, 500	284, 600	330, 400	368, 700	384, 800	405, 200	
	71	231, 200	285, 400	331, 100	369, 400	385, 300	405, 500	
	72	232, 000	286, 200	331, 800	370, 000	385, 900	405, 800	
	73	232, 800	287, 000	332, 300	370, 300	386, 200	406, 000	
	74	233, 500	287, 500	332, 900	370, 900	386, 600	406, 300	
	75	234, 200	287, 900	333, 400	371, 600	387, 000	406, 600	
	76	234, 900	288, 400	334, 000	372, 200	387, 400	406, 800	
	77	235, 600	288, 500	334, 300	372, 600	387, 700	407, 000	
	78	236, 400	288, 900	334, 800	373, 100	388, 000	407, 300	
	79	237, 200	289, 100	335, 200	373, 700	388, 300	407, 600	
	80	238, 000	289, 500	335, 700	374, 200	388, 600	407, 800	
	81	238, 700	289, 700	336, 100	374, 700	388, 800	408, 000	
	82	239, 400	289, 900	336, 600	375, 300	389, 100	408, 300	
	83	240, 100	290, 300	337, 100	375, 800	389, 400	408, 600	
	84	240, 800	290, 600	337, 600	376, 100	389, 600	408, 800	

85	241, 500	290, 900	337, 900	376, 500	389, 800	409, 000		
86	242, 200	291, 200	338, 300	377, 000	390, 100			
87	242, 900	291, 500	338, 800	377, 400	390, 400			
88	243, 600	291, 900	339, 200	377, 800	390, 600			
89	244, 300	292, 200	339, 500	378, 200	390, 800			
90	244, 800	292, 600	339, 900	378, 700	391, 100			
91	245, 300	292, 900	340, 400	379, 100	391, 400			
92	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 600			
93	246, 100	293, 400	341, 000	379, 800	391, 800			
94		293, 600	341, 400					
95		294, 000	341, 900					
96		294, 400	342, 300					
97		294, 600	342, 400					
98		294, 900	342, 900					
99		295, 300	343, 300					
100		295, 700	343, 600					
101		295, 900	343, 900					
102		296, 200	344, 300					
103		296, 600	344, 700					
104		296, 900	345, 100					

105		297, 100	345, 600	
106		297, 400	346, 000	
107		297, 800	346, 400	
108		298, 100	346, 800	
109		298, 300	347, 300	
110		298, 700	347, 700	
111		299, 100	348, 000	
112		299, 400	348, 300	
113		299, 500	348, 800	
114		299, 800		
115		300, 100		
116		300, 500		
117		300, 700		
118		300, 900		
119		301, 200		
120		301, 500		
121		301, 900		
122		302, 100		
123		302, 400		
124		302, 700		
125		303, 000		

再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

第2条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第6条第4項及び第5項中「7級」を「7級以上」に改め、同条第7項中「すべて」を「全て」に改める。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75(特定管理職員にあっては、100分の95)、12月に支給する場合においては100分の85(特定管理職員にあっては、100分の105)」を「100分の80(特定管理職員にあっては、100分の100)」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35(特定管理職員にあっては、100分の45)、12月に支給する場合においては100分の40(特定管理職員にあっては、100分の50)」を「100分の37.5(特定管理職員にあっては、100分の47.5)」に改める。

附則第16項中「、6月に支給する場合においては100分の1.125(特定管理職員にあっては、100分の1.425)、12月に支給する場合においては100分の1.275(特定管理職員にあっては、100分の1.575)」を「100分の1.2(特定管理職員にあっては、100分の1.5)」に、「、6月に支給する場合においては100分の75(特定管理職員にあっては、100分の95)、12月に支給する場合においては100分の85(特定管理職員にあっては、100分の105)」を「100分の80(特定管理職員にあっては、100分の100)」に改める。

附則第17項の見出し中「平成24年3月」を「平成29年3月」に改め、同項中「平成24年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

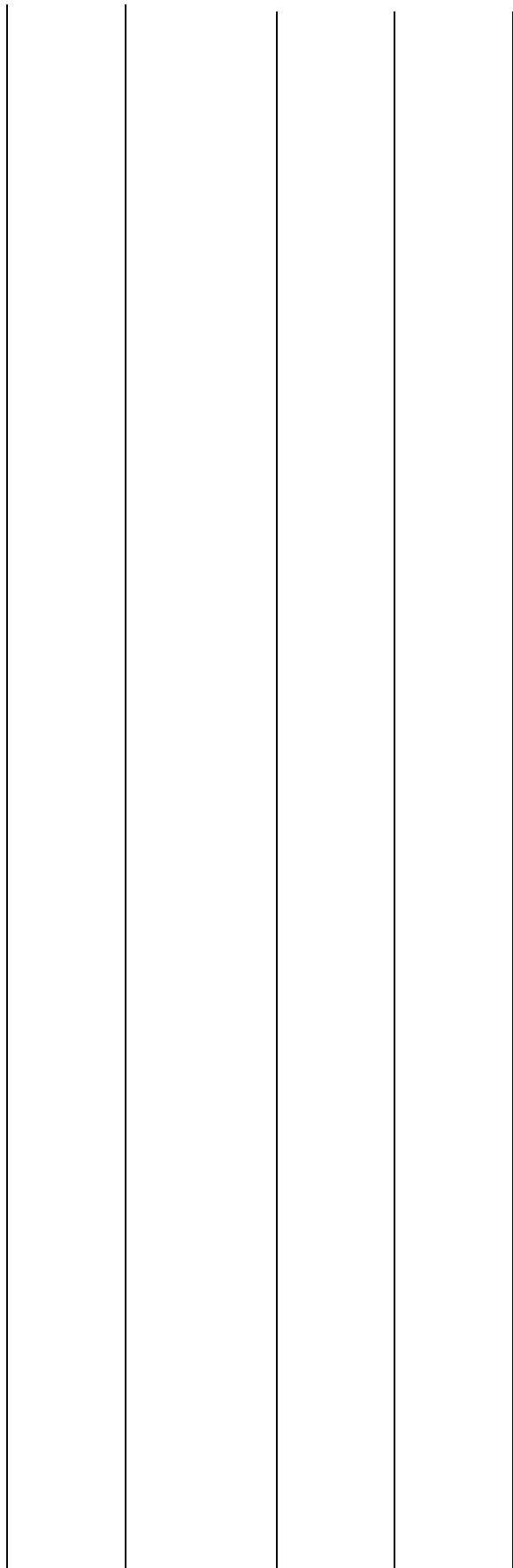
附則第 18 項から附則第 21 項までを削る。

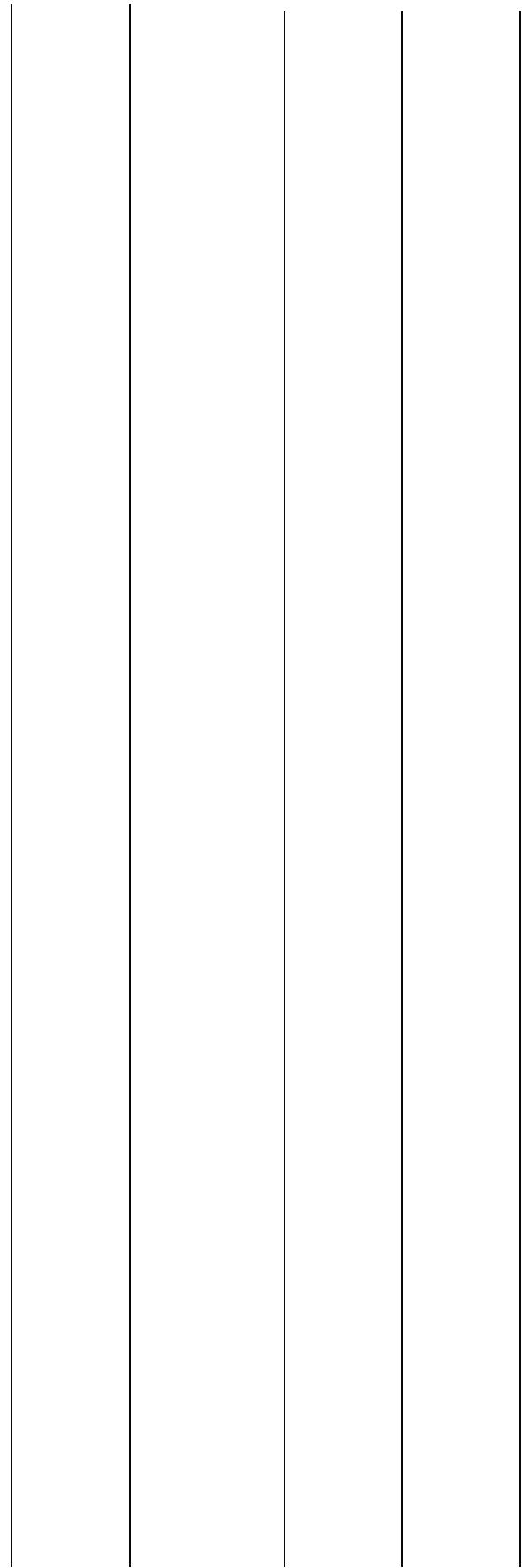
「 7 級 給料月額 円	「 7 級 給料月額 円	8 級 給料月額 円
361, 300	361, 300	406, 900
363, 900	363, 900	409, 300
366, 400	366, 400	411, 800
369, 000	369, 000	414, 200
371, 100	371, 100	416, 100
373, 600	373, 600	418, 400
375, 900	375, 900	420, 500
378, 400	378, 400	422, 700
380, 900	380, 900	424, 700
383, 600	383, 600	426, 800
386, 200	386, 200	428, 900
388, 900	388, 900	431, 000
391, 300	391, 300	432, 700
393, 600	393, 600	434, 500
395, 800	395, 800	436, 500
398, 200	398, 200	438, 500
400, 000	400, 000	440, 400
402, 000	402, 000	442, 200

403, 900		403, 900	444, 000
405, 700		405, 700	445, 700
407, 600		407, 600	447, 500
409, 400		409, 400	449, 000
411, 200		411, 200	450, 400
413, 100		413, 100	451, 900
414, 900		414, 900	453, 300
416, 400		416, 400	454, 600
417, 900		417, 900	455, 900
419, 500		419, 500	457, 100
421, 100		421, 100	458, 100
422, 400		422, 400	458, 800
423, 700		423, 700	459, 600
424, 900		424, 900	460, 300
426, 100		426, 100	461, 000
427, 400		427, 400	461, 800
428, 700		428, 700	462, 500
429, 900		429, 900	463, 100
431, 100		431, 100	463, 600
431, 900		431, 900	464, 200
432, 700		432, 700	464, 800

433, 500		433, 500	465, 400
434, 100		434, 100	465, 900
434, 800		434, 800	466, 400
435, 500		435, 500	466, 800
436, 200		436, 200	467, 100
437, 000		437, 000	467, 400
437, 800		437, 800	
438, 200		438, 200	
438, 900		438, 900	
439, 400		439, 400	
439, 800		439, 800	
440, 200		440, 200	
440, 600		440, 600	
441, 000		441, 000	
441, 400		441, 400	
441, 800		441, 800	
442, 100		442, 100	
442, 400		442, 400	
442, 800		442, 800	
443, 100		443, 100	
443, 400		443, 400	

	443,700		
別表中	を	443,700	に改める。





355,600	355,600	388,700

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第6条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の197.5」を「100分の202.5」に改め、同項第2号中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 教育長の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第8条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の197.5」を「100分の202.5」に改め、
同項第2号中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項第2号中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第10条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第5項第1号中「100分の197.5」を「100分の202.5」に改め、
同項第2号中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表の規定は、平成27年4月1日から適用する。

3 改正後の給与条例第28条第2項及び附則第16項の規定、第3条の規定による改正後の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）第6条第2項の規定、第5条の規定による改正後の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）第3条第2項第2号の

規定、第 7 条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）第 3 条第 2 項第 2 号の規定並びに第 9 条の規定による改正後の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。）第 4 条第 5 項第 2 号の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

4 改正後の給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の市長等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の伊勢市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与（伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例（平成 27 年伊勢市条例第 2 号。以下この項において「平成 27 年改正条例」という。）附則第 3 項から第 5 項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第 3 条の規定による改正前の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第 5 条の規定による改正前の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第 7 条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第 9 条の規定による改正前の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成 27 年改正条例附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料を含む。）、改正後の議員報酬条例の規定による給与、改正後の市長等給与条例の規定による給与、改正後の教育長給与条例の規定による給与又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する

条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第7号

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年伊勢市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第3条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

(給料表)

第2条 紙料表は、別表第1のとおりとする。

(職務)

第3条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表のとおりとする。

2 等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度であるものとしてそれぞれの職務の級に分類すべき職務の内容は、規則で定める。

第6条第1項中「第2条」を「第3条」に改め、同条第2項中「かつ、」の次に「等級別基準職務表及び」を加える。

別表中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第3条関係)

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主事の職務
4級	係長又は主査の職務
5級	課長補佐又は主幹の職務
6級	課長又は副参事の職務
7級	次長又は参事の職務
8級	部長の職務

(伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 伊勢市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年伊勢市条例第

43号) の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第8号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年伊勢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の部障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項及び同条第2項の表障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第9号

伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の報酬」を「に支給する報酬」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する非常勤の職員以外の非常勤の職員に支給する報酬の額は、執務（会議の招集に応じた場合で会議が成立しないときを含む。以下同じ。）1日につき予算の範囲内において任命権者が市長と協議して定める額とする。

第2条に次の1項を加える。

3 任命権者は、前項の非常勤の職員の報酬の額について、その職務の性質、内容等により日額による方法により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、予算の範囲内において市長と協議して月額、年額、時間額、事務の処理件数その他の方針により定めることができる。

第3条第4項中「前条第2項ただし書」を「前条第3項」に改め、「非常勤の」を削る。

第5条を次のように改める。

（調整措置）

第5条 一般職又は特別職の職員で常勤のものが非常勤の職員の職を兼ねるときは、その兼ねる非常勤の職員として受けるべき報酬は、支給しない。ただし、その兼ねる非常勤の職員として受けるべき報酬の額が常勤の職員として受けるべき給与の額を超えるときその他非常勤の職員の職務の性質、内容等により市長が支給することを適当と認めたときは、その兼ねる非常勤の職員として受けるべき報酬の額の範囲内に

において市長が定める額を支給する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	報酬の額	
教育委員会の委員長	月額	87,100円
教育委員会の委員	月額	71,300円
選挙管理委員会の委員長	月額	50,500円
選挙管理委員会の委員	月額	40,600円
公平委員会の委員	日額	6,000円
代表監査委員	月額	241,400円
監査委員（識見を有する者のうちから選任された者）	月額	193,900円
監査委員（議員のうちから選任された者）	月額	58,000円
農業委員会の会長	年額	247,200円
農業委員会の会長職務代理者及び部会長	年額	233,400円
農業委員会の委員	年額	204,900円
固定資産評価審査委員会の委員	日額	6,000円
情報公開・個人情報保護審査会の委員	日額	10,000円
介護認定審査会の会長、合議体の長及びこれらの職務を代理した委員	日額	23,600円（研修を受ける場合その他審査判定業務以外の事務を行う場合にあっては、6,000円）
介護認定審査会の委員	日額	20,400円（研修を受

		ける場合その他審査 判定業務以外の事務 を行う場合にあって は、6,000円)
障害者介護給付費等の支給に関する審査会の会長、合議体の長及びこれらの職務を代理した委員	日額	23,600円（研修を受ける場合その他審査判定業務以外の事務を行う場合にあっては、6,000円）
障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	日額	20,400円（研修を受ける場合その他審査判定業務以外の事務を行う場合にあっては、6,000円）
いじめ問題調査委員会の委員	日額	10,000円
行政不服審査会の委員	日額	10,000円
いじめ問題対策委員会の委員及び臨時委員	日額	6,000円（伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例（平成27年伊勢市条例第45号）第10条第4号の事務を行う場合にあっては、10,000円）
その他附属機関の委員その他の構成員	日額	6,000円
休日・夜間応急診療所の管理者	月額	30,000円

社会教育委員	日額	6,000円
スポーツ推進委員	日額	6,000円
いじめ問題対策連絡協議会の委員	日額	6,000円
選挙長	日額	10,600円
投票所の投票管理者	日額	12,600円
期日前投票所の投票管理者	日額	11,100円
開票管理者	日額	10,600円
選挙立会人	日額	8,800円
投票所の投票立会人	日額	10,700円
期日前投票所の投票立会人	日額	9,500円
指定病院等の不在者投票立会人	日額	10,700円
開票立会人	日額	8,800円
選挙管理委員補充員	日額	6,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年伊勢市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条第2項の改正規定及び同条例第5条第3項を削る改正規定を削り、同条例別表の改正規定を次のように改める。

別表教育委員会の委員長の項を削る。

伊勢市職員退隠料基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第 10 号

伊勢市職員退隠料基金条例を廃止する条例

伊勢市職員退隠料基金条例（平成 17 年伊勢市条例第 70 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市福祉健康センター条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第11号

伊勢市福祉健康センター条例の一部を改正する等の条例 (伊勢市福祉健康センター条例の一部改正)

第1条 伊勢市福祉健康センター条例（平成17年伊勢市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいう。以下同じ。）」を「障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）」に改める。

第4条第1号ア中「身体障害者」の次に「（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 伊勢市ひまわり

ア 法第5条第14項に規定する就労継続支援のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型を行う事業

イ アに掲げるもののほか、障害者の福祉の増進を図るため市長が必要と認める事業

第5条中「第3条第3号から第6号まで」を「第3条第3号、第4号及び第6号」に改める。

第6条第2号中「第11条第1項」を「第14条第1項」に改める。

第8条第1項に次の1号を加える。

(4) 伊勢市ひまわり

ア 法第19条第1項に規定する支給決定（第4条第4号アに掲げる

事業に係るものに限る。) を受けた者

イ 身体障害者福祉法第18条第1項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により措置を探る旨の決定を受けた者

第8条第2項中「並びに次条第1号及び第2号に掲げる施設を利用することができる者としてそれぞれ当該各号」を「及び第12条第1号に掲げる施設を利用することができる者として同号」に、「中央児童センター等利用対象者」を「中央児童センター利用対象者」に改める。

第20条中「第9条各号」を「第12条各号」に改め、同条を第23条とする。

第19条第2項中「第13条」を「第16条」に改め、同条を第22条とする。

第18条中「第13条」を「第16条」に改め、同条を第21条とする。

第17条を第20条とし、第16条を第19条とする。

第15条の見出し中「減免」を「減免等」に改め、同条中「公益上」を削り、同条を第18条とする。

第14条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の料金を指定管理者が別に定める納期限までに納付しなければならない。

- (1) 利用許可者（一般利用者に限る。） 各室の利用に係る料金として、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が定める額
- (2) 第9条の承諾を得て伊勢市ひまわりを利用した者 伊勢市ひまわりの利用に係る料金として、法第29条第3項第2号に掲げる額に同条第1項に規定する特定費用を加算した額

第14条第2項を削り、同条第3項中「利用料金」を「前項第1号の規定による料金」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「利用料金」を「第1項に定める料金（以下「利用料金」という。）」に改め、

同項を同条第3項とし、同条を第17条とする。

第13条を第16条とし、第12条を第15条とし、第11条を第14条とする。

第10条中「中央児童センター等利用対象者」を「中央児童センター利用対象者」に改め、同条を第13条とする。

第9条各号列記以外の部分中「前条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条を第12条とする。

第8条の次に次の3条を加える。

(利用の承諾)

第9条 伊勢市ひまわりを利用しようとする者（前条第1項第4号イに規定する者を除く。）は、あらかじめ指定管理者に申し込み、その承諾を得なければならない。

(利用の不承諾)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の承諾をしないことができる。

- (1) 伊勢市ひまわりを利用している者の数が定員に達しているとき。
- (2) 感染性の疾病その他の理由により他の伊勢市ひまわりを利用している者に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、伊勢市ひまわりの管理上利用させることが適当でないと認めるとき。

(利用の承諾の取消し等)

第11条 指定管理者は、第9条の承諾を得た者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承諾を取り消し、又は伊勢市ひまわりの利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 前条第2号の規定に該当するに至ったとき。
- (2) その他指定管理者が必要と認めるとき。

別表第2中「第14条」を「第17条」に改める。

(伊勢市障がい者就労支援施設条例の廃止)

第2条 伊勢市障がい者就労支援施設条例（平成22年伊勢市条例第27号）

は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、第2条の規定による廃止前の伊勢市障がい者就労支援施設条例の規定によりなされた伊勢市ひまわりに係る処分、手続その他の行為は、第1条の規定による改正後の伊勢市福祉健康センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第12号

伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例（平成26年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第13号

伊勢市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

伊勢市デイサービスセンター条例（平成17年伊勢市条例第92号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市みなとふれあいセンター条例

第1条中「高齢者及び身体障害者並びに」を「在宅で介護を要する高齢者及び」に、「伊勢市デイサービスセンター」を「伊勢市みなとふれあいセンター」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（位置）

第2条 センターは、伊勢市神社港262番地1に置く。

（事業）

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 在宅介護に関する相談、指導及び助言を行うこと。
- (2) 公的な保健福祉サービスの利用の調整を行うこと。
- (3) 各種保健福祉サービスの情報提供及び利用に関する啓発を行うこと。
- (4) その他必要な事業

第6条中「指定管理者」を「市長」に改め、「、市長の承認を得て」を削る。

第7条中「別表」を「次」に、「指定管理者」を「市長」に改め、「、市長の承認を得て」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 日曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第8条各号列記以外の部分中「の施設」及び「（以下「利用対象者」という。）」を削り、同条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「前3号」

を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第14号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第18条中「52万円」を「54万円」に改める。

第18条の10中「17万円」を「19万円」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「52万円」を「54万円」に改め、同項第1号中「対象とされる者」を「対象とされるもの」に改め、同項第2号中「26万円」を「26万5,000円」に、「対象とされる者」を「対象とされるもの」に改め、同項第3号中「47万円」を「48万円」に、「対象とされる者」を「対象とされるもの」に改め、同条第3項中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第4項中「52万円」を「54万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊勢市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基
準を定める条例及び伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた
めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第15号

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年伊勢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）」を
「 第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第59条の2）

第2節 人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）

第3節 設備に関する基準（第59条の5）

第4節 運営に関する基準（第59条の6—第59条の20）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

第2款 人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

第3款 設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）

第4款 運営に関する基準（第59条の27—第59条の38）」

に改める。

第14条中「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条

の29」に改める。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第30条第2項及び第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

(基本方針)

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護

(以下「指定地域密着型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供し

ている時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密

着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行

う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るもの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号。以下「利用料等に関する指針」という。)によるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規

定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に

対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以

外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 地域密着型通所介護計画
 - (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録（準用）

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならぬ。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる

設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、

利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員

- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービス利用に当たっての留意事項
 - (8) 非常災害対策
 - (9) その他運営に関する重要事項
- (緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならぬ。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならぬ。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならぬ。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならぬ。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
- (3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域

密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

第60条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削る。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第67条及び第68条を次のように改める。

第67条及び第68条 削除

第69条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第72条を次のように改める。

第72条 削除

第73条第4号中「。第75条において同じ」を削る。

第74条から第78条までを次のように改める。

第74条から第78条まで 削除

第78条の2を削る。

第79条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第59条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替えるものとする」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする」に改める。

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第107条第2項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第59条の17第2項」に改める。

第108条中「第72条、第74条及び第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替えるものとする」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第128条中「第72条、第77条」を「第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に、「第72条第2項」を「第59条の

11第2項」に改め、「第6章第4節」との次に、「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とを加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを削る。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「第72条、第77条、第99条、第102条及び第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び第102条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とに改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第151条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第176条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第177条中「第72条、第102条、第105条第1項から第4項まで」を

「第59条の11、第59条の17第1項から第4項まで及び第102条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第189条中「第72条、第102条、第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の17第1項から第4項まで、第102条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第201条第2項第10号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第202条中「第72条、第74条、第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から第106条」を「、第100条から第104条まで及び第106条」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看

護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、「」に改める。

(伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年伊勢市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第15条第2項及び第18条中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所

が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第2項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第65条中「及び第38条」を「から第39条まで」に、「読み替えるものとする」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動

状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする」に改める。

第85条第2項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第38条」の次に「、第39条」を加え、「第59条、第61条及び第62条」を「第59条及び第61条」に改め、「第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」の次に「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成26年厚生労働省令第71号）附則第4条の別段の申出（以下「別段の申出」という。）を行った上で、施行日から第1条の規定による改正後の伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

を定める条例（以下「改正条例」という。）第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、改正条例第86条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

- 3 整備法附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、施行日の前日までに、別段の申出を行った上で、施行日から第2条の規定による改正後の伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「改正介護予防条例」という。）第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護支援事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、改正介護予防条例第48条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

伊勢市地域包括ケア推進協議会条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第16号

伊勢市地域包括ケア推進協議会条例 (設置)

第1条 本市における地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。以下同じ。）の構築を推進するため、伊勢市地域包括ケア推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議すること。
 - ア 伊勢市老人福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき老人福祉計画と介護保険事業計画とを一体のものとして作成する計画をいう。）の作成及びその実施の推進に関すること。
 - イ 地域密着型サービス（介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）に関すること。
 - ウ 地域包括支援センター（介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）に関すること。
 - エ その他地域包括ケアシステムの構築の推進に関すること。
- (2) 次に掲げる条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
 - ア 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年伊勢市条例第14号）第15条

イ 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年伊勢市条例第15号）第3条第2項及び第4条第2項
(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 地域における保健、医療又は福祉に関し専門的な知識経験を有する者
 - (3) 自治会を代表する者
 - (4) 民生委員を代表する者
 - (5) 老人クラブを代表する者
 - (6) 介護保険事業者を代表する者
 - (7) 介護保険被保険者を代表する者
 - (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(資料提出の要求等)

第6条 協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めると
きは、委員及び臨時委員以外の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、
説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要
な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1
項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め
る条例の一部改正)

3 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め
る条例（平成27年伊勢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行
規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地
域包括支援センター運営協議会」を「伊勢市地域包括ケア推進協議会
(伊勢市地域包括ケア推進協議会条例（平成28年伊勢市条例第16号）第
1条に規定する伊勢市地域包括ケア推進協議会」に改める。

(伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を
定める条例の一部改正)

4 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年伊勢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第3条第2項中「地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会」を「伊勢市地域包括ケア推進協議会（伊勢市地域包括ケア推進協議会条例（平成28年伊勢市条例第16号）第1条に規定する伊勢市地域包括ケア推進協議会」に改める。

第4条第1項第3号中「省令」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」に改め、同条第2項第2号及び第3号中「地域包括支援センター運営協議会」を「伊勢市地域包括ケア推進協議会」に改める。

伊勢市地区集会所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第 17 号

伊勢市地区集会所条例の一部を改正する条例

伊勢市地区集会所条例（平成 17 年伊勢市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表伊勢市竹ヶ鼻地区集会所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市工場等立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第18号

伊勢市工場等立地促進条例の一部を改正する条例

伊勢市工場等立地促進条例（平成23年伊勢市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イを削り、同号中ウをイとし、エをウとし、同号に次のように加える。

エ 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業
(簡易宿所営業及び下宿営業を除く。)の用に供する施設

第2条第3号を次のように改める。

(3) 市内事業者 事業者のうち、当該事業者が第5条第1項の申請をした時において現に市内において工場等を操業しているものをいう。

第2条第7号中「新設、増設」を「新設し、増設し、」に改め、同条第8号中「工場等の用」を「立地に伴い取得した工場等の用」に改め、同条第9号中「雇用する」を「雇用される」に、「操業を開始する時点において、当該操業に伴って増加する者（純増する場合に限る。）」を「第5条第1項の指定がされた日（以下「指定日」という。）から当該工場等の操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）までに当該工場等において労働に従事することとなった者」に改める。

第3条から第6条までを次のように改める。

(奨励措置)

第3条 市長は、工場等の立地を行う者に対し、次に掲げる奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

- (1) 用地取得奨励金
- (2) 設備投資奨励金
- (3) 雇用奨励金

(対象事業者)

第4条 用地取得奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 投下固定資産総額が1億円以上（中小企業者にあっては、5,000万円以上）であること。
- (2) 新規常時雇用従業員の数が5人以上（中小企業者にあっては、3人以上）であること。ただし、当該工場等の用地が市から取得したものである場合は、この限りでない。
- (3) 立地に係る用地（第2条第1号アからウまでに掲げる施設に係る用地にあっては、面積が3,000平方メートル以上のものに限る。）を取得すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社と同条第3号に規定する子会社との間における取引その他これに準ずる取引として規則で定めるものにより当該用地を取得した場合を除く。
- (4) 前号に規定する工場等の用地の引渡しの日から1年以内（当該用地がその引渡しの日において当該工場等の敷地の用に供するための造成の工事を要すると市長が認める場合は、5年以内）に当該工場等の建設工事に着手すること。
- (5) 工場等の建設工事に着手した日から3年を経過する日までに操業すること。
- (6) 第2条第1号エに該当する施設にあっては、300平方メートル以上の広間を備え、かつ、100室以上の洋式の構造及び設備による客室を備えること。
- (7) 用地取得奨励金の交付の申請をする時までに工場等の立地に係る土地の売買代金を完済すること。
- (8) 当該事業者が受けた第5条第1項の指定に係る事業について、規則で定める奨励金等の交付を受けていないこと。

2 設備投資奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 前項第1号、第5号及び第8号に規定する要件に該当すること。
- (2) 新規常時雇用従業員の数が10人以上（中小企業者にあっては、5人以上）であること。ただし、市内事業者が工場等を立地する場合にあっては、新規常時雇用従業員の数は5人以上（中小企業者にあっては、3人以上）とする。
- (3) 第6条第2項に規定する設備投資奨励金の交付を受ける期間中ににおいて、従業員の数が前号に規定する新規常時雇用従業員の数を下回らないこと。
- (4) 第2条第1号エに該当する施設にあっては、前項第6号に規定する要件に該当すること。

3 雇用奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 第1項第1号、第5号及び第8号に規定する要件に該当すること。
- (2) 次のいずれかに該当する新規常時雇用従業員を当該工場等の操業開始日から起算して1年以上継続して雇用し、かつ、当該工場等において労働に従事させること。
 - ア 本市に住所を有する者であって、指定日から当該工場等の操業開始日までに雇用されたもの
 - イ 指定日から当該工場等の操業開始日までに本市に住所を有することとなった者（アに該当する者を除く。）
- (3) 前号に規定する新規常時雇用従業員の数が5人以上（中小企業者にあっては、3人以上）であること。
- (4) 第2条第1号エに該当する施設にあっては、第1項第6号に規定する要件に該当すること。

(指定の申請等)

第5条 事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、奨励措置の対象事業者としての指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の指定の際に、必要な条件を付することができる。

(奨励金の額)

第6条 用地取得奨励金の額は、取得した工場等の用地の売買代金に相当する額又は不動産鑑定業者（不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定による登録を受けた者をいう。）による鑑定評価額のいずれか低い額に100分の30を乗じて得た額（その額が3億円を超える場合は、3億円）とする。ただし、当該用地を市から取得した場合にあっては、売買代金に相当する額とする。

2 設備投資奨励金は、第5条第1項の指定に係る工場等の操業の開始後、最初に固定資産税が賦課される年度（以下「基準年度」という。）から3年間（新規常時雇用従業員の数が、市内事業者にあっては10人以上（中小企業者にあっては、5人以上）、市内事業者以外のものにあっては20人以上（中小企業者にあっては、10人以上）である場合は、5年間）交付するものとし、その額は、当該工場等の立地に係る土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税額（固定資産税の減免等を受けた場合は、減免等を受けた後の額）に相当する額（基準年度から交付される設備投資奨励金の合計額が3億円を超えるときは、3億円）とする。

3 雇用奨励金の額は、第4条第3項第2号に規定する新規常時雇用従業員の数に20万円を乗じて得た額（その額が4,000万円を超えるときは、4,000万円）とする。

第7条を削る。

第8条中「指定事業者」を「第5条第1項の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）」に、「第6条の」を「当該」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項第1号中「第3条」を「第4条」に、「事業者の要件を欠くことに」を「対象事業者の要件に適合しなく」に改め、同項第2号中「第6条第3項」を「第5条第2項」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を削り、第13条を第11条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の伊勢市工場等立地促進条例第6条第2項の規定により指定を受けているものに対する当該指定に係る奨励措置については、なお従前の例による。

伊勢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第19号

伊勢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称等の公示)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

- (1) 消費生活センターの名称及び位置
- (2) 法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務を行う日及び時間

(職員)

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、消費生活相談員の専門性に鑑

み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(職員に対する研修)

第6条 市長は、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市朝熊山地区上水道分担金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第 20 号

伊勢市朝熊山地区上水道分担金条例を廃止する条例

伊勢市朝熊山地区上水道分担金条例（平成 17 年伊勢市条例第 172 号）

は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例及び伊勢市職員退隠料

退職給与金遺族扶助料支給条例臨時特例を廃止する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第 21 号

伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例及び伊勢市職員退
隠料退職給与金遺族扶助料支給条例臨時特例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例（大正 13 年宇治
山田市告示第 26 号）
- (2) 伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例臨時特例（昭和 24
年宇治山田市条例第 15 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成 28 年 3 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市条例第 22 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成17年伊勢市条例第209号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項の表 1 の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表 2 の項中「0.91（第 1 級又は第 2 級）」を「0.92（第 1 級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第 5 項の表障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例附則第 5 条第 2 項及び第 5 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた伊勢市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第 2 号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。